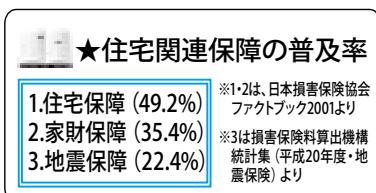


ゆとりある
福祉社会を
実現しよう！

たすけあい

2010年8月号
No.458

発行 栃木県労働者
福祉協議会
編集 共同編集委員会



(共済)などの住宅保障は四九、二七%。家財保障は三五・四^割と低い傾向です。住宅や家財の保障は組合員とご家族の「住まいと暮らし」における基本保障にもかかわらず、半数以上の方が無保障状態にあるのです。

動」を応援します。

栃木県労働者福祉協議会は、労働者福祉運動の一環として全労済の「住まい」と暮らしの防災・保障点検運

全劳清

「住まいと暮らしの防災・保障点検運動」

を応援します

「住まいと暮らしの防災・
保障点検運動」では、組合
員とそのご家族の皆さま
が、万一の火災や地震等に

対する理解や準備状況について点検いただくことで、「備える」「守る」「再建する」という三つの視点に立った対策がはかれます。

展開にあたっては、最初にアンケートを実施します。アンケートは、お答えいただくだけで「防災・災害対応時」に関する理解や知識が得られる内容です。

この運動の実施によつて組合員の皆さんには、災害への準備と防災について理解を深めていただくことが

断結果レポート」は、ご提出いただいたアンケート結果に基づいており、まさに一人ひとりにあわせた、「防災版健康診断」。ご自身の防災に対する準備状況を把握していただけます。

また、一緒にお届けする
全労済オリジナルの「防災
ハンドブック」によって防
災に対する知識をより深め
ていただけます。

さらに、生活再建策として全労済から火災共済のご提案をします。万一被害にあつた際、生活を再建するためには必要な保障額にそつたご案内です。

一人ひとりが災害からご自身やご家族を守り、安心して日々を送つていただきためにも、ぜひ、「住まいと暮らしの防災・保障点検運動」への取り組みをお願い申し上げます。

『中央ろうきん』では、マイホーム新築等をご計画のお客様に向けて、大手ハウスメーカー協賛による『ろうきんサマー住宅フェア』を開催中です。

本フェア開催期間中に協賛ハウスメーカーとマイホーム新築に係る請負契約を締結し、『中央ろうきん』の住宅ローンをご利用いただいたお客様には、『中央ろうきん』ならびに協賛ハウスメーカーの方より各種プレゼントを進呈いたします。

どんな場所に住むかを決めるのはとても大事な事です。誤った場所を選んでしまうと、自然災害に巻き込まれたり、不健康な生活を営む事になつたり、場合によつては、良さそうに見えます。実はちゃんとした家が建たない敷地だという事もあります。慎重に選びたいところです。

熟練した住まいの設計者と一緒に観てもらう事も一つの選択肢です。半日程度で三万円(消費税)、一日で五万円(消費税)くらいかかりますが、大きな買い物ですので、安心のための経費と考えれば高くはないという方が殆どです。

日本の気候から考える住まいの適所は「日当たりが良い」「風通しが良い」「水強風からは守られる」場所となるでしょう。

○プラス要因
日当たり、風通し、静けさ、空気の質が良い、樹木、公園、文化施設、公共施設、駅、病院、交番、ポストや郵便局、銀行、生鮮食品店やスーパーなどが近いなど。

ただし隣の空き地はあてにしない方が良いと思います。公園でもない限りは何か建築される可能性があります。

環境面から考えれば、公園や緑の多いところが良いのですが、都会又は都市近郊に住むという社会的条件から考えますと、病院や郵便局、区市役所(又は出張所)、幼稚園(保育園)、小学校、中学校、図書館、美術館、音楽ホールなどの都市施設があるかどうかも大事な選択肢となります。又

そうは無いと思いますが、全部に当てはまる箇所は優先順位を決めて、プラスが幾つかでも当てはまる処を選んでいただきたいと思います。

ターニー下都賀支部第4回定期総会が七月二一日小山市勤労者センターにおいて代議員一七名参加のもと開催された。開会にあたり、小関副理事長から日頃より当センターに対する各組合のご理解とご協力に感謝している旨挨拶がありました。引続き来賓のセンターとちぎ小松専務理事より激励のご挨拶を受けました。その中で下都賀地協に次いで那須及び宇河地協にセンターを設立、今後残りの地協も早期に立ち上げる旨報告された。その後議事に入り二〇〇九年度の活動報告として、①相談活動状況②教宣(宣伝・周知)活動③諸会議への出席④下都賀支部理事会



活動方針として、①センターの周知・宣伝活動の強化さらに②関係諸団体との連携を密にし、より相談体制の充実を図る等が提起され代議員の満場一致で採択されました。

第4回定期総会終わる

中央労働金庫『住宅に関する「知つ得情報』』

【第2回】住処(すみか)を定める土地の見方・選び方 (物件探しの方法、立地について)

交通機関の事も確認すべきこととなります。

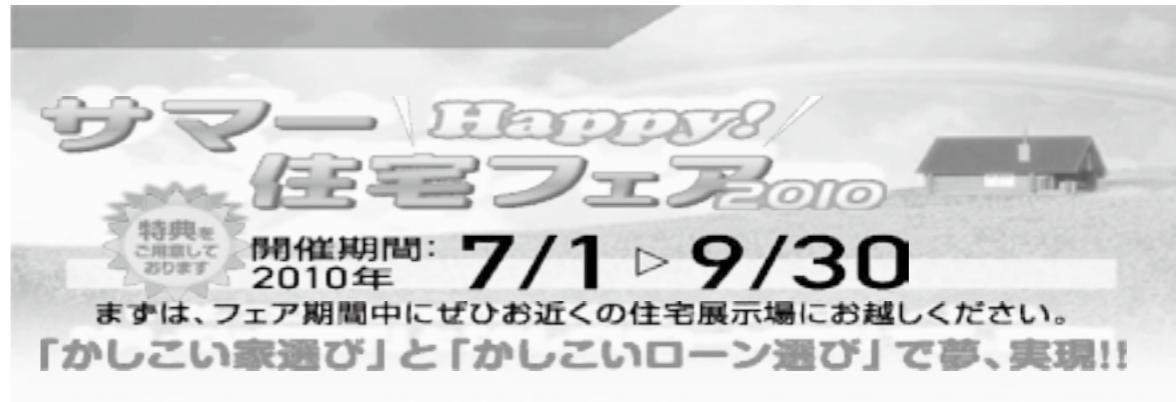
○マイナス要因
高圧線、池・沼・川等の湿気の多い処、谷の埋め立てや急傾斜への盛土など無理な造成をした処、飛行機の通り道、騒音の多い工場の近く、交通の激しい道路際、ゴミ処理場の煙の流れて来る方向の土地など、悪臭、騒音は避けたい事です。

働く人の生活相談センター下都賀

第4回定期総会終わる

◆ 協賛ハウスメーカー
(五十音順)
○ ○ ○ ○ ○ 住友林業(株)
一〇一〇年九月三〇日(木)
積水化学工業(株)
大和ハウス工業(株)
パナホーム(株)
ミサワホーム(株)

◆ 開催期間
二〇一〇年七月一日(木)～
二〇一〇年九月三〇日(木)



●「ろうきんサマー住宅フェア2010」の対象条件

- ① 2010年7月～9月末までに住宅展示場へ来場し「クオカード交換チケット」※を提出する。
 - ② 2010年12月末までに協賛ハウスメーカーと建物建築請負契約を締結する。
 - ③ 2011年3月末までに<『中央ろうきん』の住宅ローンを利用する。
- ※ 「クオカード交換チケット」は各営業店又は住宅展示場の協賛ハウスメーカー事務所にあります。

●「ろうきんサマー住宅フェア2010」参加者へのプレゼント

○<中央ろうきん>からのプレゼント

対象条件①を満たす方	
クオカード 1,000円分 プレゼント	「よくわかる 住宅ローン ガイド」

対象条件①～③全てを満たす方	
カタログギフト 5,000円 相当分	



○<協賛ハウスメーカー>からのプレゼント

対象条件①を満たす方	対象条件①と②を満たす方	対象条件①～③全てを満たす方
住宅展示場 ご来場者向け 粗品	本体見積価格の 3%割引	「JCB ギフトカード」 20万円分

※「他の限定特典との重複利用」「建売分譲住宅」「2010年6月30日迄の成約済み物件」は対象外とさせていただきます。
(詳しくは、最寄の営業店やローンセンターへお問い合わせください。)



七月三十日にホテル東日本宇都宮において、全労済栃木県本部第三回通常総代会・栃木県労働者共済生協同組合第五回通常総代会が開催されました。本総代会では、理事会が提案した議題に対して、総代定数一五〇人のうち、総代一四三人(委任状二三人)の皆さまの熱心な討議のうえ、全議題が承認されました。また、退役員の後任として、立川一男理事(佐野地区選出)が選出されました。

総代会表彰について

○九年度、特に顕著な活動をいたいたい地区運営委員会および協力団体について、表彰をいたしました。表彰地区および、表彰団体は左記のとおりとなりました。

- ・地区運営委員会
- ・塩那地区運営委員会
- ・日光地区運営委員会
- ・M E M C 労働組合
- ・秋島自動車共済会
- ・滝沢ハム労働組合
- ・烏山通運労働組合
- ・東武バス労働組合
- ・光分会
- ・全建総連栃木県建設労働組合県南地区
- ・スタンレー電気労働組合宇都宮支部
- ・ホンダエレシス労働組合
- ・タツミ労働組合



全労済栃木県本部通常総代会並びに代表者会議開催のご報告

第二回地方労福協議会開催される

第二回地方労福協議会議が八月一日(三日)にかけて東京(如水会館)で開催されました。開会冒頭、笹森中央労福協会長から、①他事業団体との取り組みを進める中から運動の成果があらわれてきている②参議院選挙は残念な結果となつた③司法修習生の給付制廃止反対の取り組みについてあいさつがあつた。

その後、高橋事務局長から①二〇一〇(一〇一一年度政策制度要求)②改正貸金業法の完全施行③協同労働の協同組合法の動向④司法修習生の給付制廃止反対⑤国際協同組合年の対応について報告のあと、各ブロックから報告がされ確認した。

引き続き、特別テーマとして、①関口税理士から、公益法人制度改革に対する今後の対応について

池本弁護士から「地方消費者行政の充実・推進に向け

て」の提起があり、質疑・意見交換をして、一日目を終了した。

二日目は、N P O 法人ユースボート横浜・岩永理事長から「パーソナルサポート事業の実践に向けて」と題し提起があり、意見交換を行つた。引き続き、ライフサポート事業の現状と課題について、①佐賀労福協②愛媛労福協③京都労福協から設置二年間の課題について報告があり、その後、新潟労福協ならびに山形労福協から構成組織・団体との連携について報告がされ、質疑・意見交換を行つた。

最後に、高橋事務局長から、これから社会は絆たすけあい、支え合いの時代になつてきてる。そういう意味では、労働者の自

主福祉事業が求められる時代になつてくる。お互に頑張つて労福協運動を進めていくとのまとめを行い二日間

前号では、自動車補償の相手方に対する補償について、紹介させていたしましたが、今号では、「ご自身および同乗者に対する補償」について、「人身傷害補償」と併せて身傷害補償」と「搭乗者傷害補償」を紹介したいと思います。

まず、「人身傷害補償」ですが、この補償は、ご自身おおよび同乗者に対する補償

ですが、この補償は、ご自身やご家族が車に乗車中や歩行中に死傷した場合、過失割合に関係なく、保険・

共済金額の範囲内で「認定された総損害額をお支払

い」する補償となります。

一方、「搭乗者傷害補償」は、事故により負つたけが

ことなく、治療に専念することができます。

過失割合に関係なくお支払額が確定するため、示談前でも、治療費の心配をする

ことができます。

まず、「人身傷害補償」ですが、この補償は、ご自身おおよび同乗者に対する補償

ですが、この補償は、ご自身やご家族が車に乗車中や歩行中に死傷した場合、過失

割合に関係なく、保険・

共済金額の範囲内で「認定

された総損害額をお支払

い」する補償となります。

一方、「搭乗者傷害補償」は、事故により負つたけが

ことなく、治療に専念する

ことができます。

まず、「人身傷害補償」ですが、この補償は、ご自身おおよび同乗者に対する補償

ですが、この補償は、ご自身やご家族が車に乗車中や歩行中に死傷した場合、過失

割合に関係なく、保険・

共済金額の範囲内で「認定

された総損害額をお支払

い」する補償となります。

一方、「搭乗者傷害補償」は、事故により負つたけが

ことなく、治療に専念する

ことができます。

まず、「人身傷害補償」ですが、この補償は、ご自身おおよび同乗者に対する補償

ですが、この補償は、ご自身やご家族が車に乗車中や歩行中に死傷した場合、過失

割合に関係なく、保険・

共済金額の範囲内で「認定

された総損害額をお支払

い」する補償となります。

一方、「搭乗者傷害補償」は、事故により負つたけが

ことなく、治療に専念する

ことができます。

まず、「人身傷害補償」ですが、この補償は、ご自身おおよび同乗者に対する補償

ですが、この補償は、ご自身やご家族が車に乗車中や歩行中に死傷した場合、過失

割合に関係なく、保険・

共済金額の範囲内で「認定

された総損害額をお支払

い」する補償となります。

一方、「搭乗者傷害補償」は、事故により負つたけが

ことなく、治療に専念する

ことができます。

まず、「人身傷害補償」ですが、この補償は、ご自身おおよび同乗者に対する補償

ですが、この補償は、ご自身やご家族が車に乗車中や歩行中に死傷した場合、過失

割合に関係なく、保険・

共済金額の範囲内で「認定

された総損害額をお支払

い」する補償となります。

一方、「搭乗者傷害補償」は、事故により負つたけが

ことなく、治療に専念する

ことができます。

まず、「人身傷害補償」ですが、この補償は、ご自身おおよび同乗者に対する補償

ですが、この補償は、ご自身やご家族が車に乗車中や歩行中に死傷した場合、過失

割合に関係なく、保険・

共済金額の範囲内で「認定

された総損害額をお支払

い」する補償となります。

一方、「搭乗者傷害補償」は、事故により負つたけが

ことなく、治療に専念する

ことができます。

まず、「人身傷害補償」ですが、この補償は、ご自身おおよび同乗者に対する補償

ですが、この補償は、ご自身やご家族が車に乗車中や歩行中に死傷した場合、過失

割合に関係なく、保険・

共済金額の範囲内で「認定

された総損害額をお支払

い」する補償となります。

一方、「搭乗者傷害補償」は、事故により負つたけが

ことなく、治療に専念する

ことができます。

まず、「人身傷害補償」ですが、この補償は、ご自身おおよび同乗者に対する補償

ですが、この補償は、ご自身やご家族が車に乗車中や歩行中に死傷した場合、過失

割合に関係なく、保険・

共済金額の範囲内で「認定

された総損害額をお支払

い」する補償となります。

一方、「搭乗者傷害補償」は、事故により負つたけが

ことなく、治療に専念する

ことができます。

まず、「人身傷害補償」ですが、この補償は、ご自身おおよび同乗者に対する補償

ですが、この補償は、ご自身やご家族が車に乗車中や歩行中に死傷した場合、過失

割合に関係なく、保険・

共済金額の範囲内で「認定

された総損害額をお支払

い」する補償となります。

一方、「搭乗者傷害補償」は、事故により負つたけが

ことなく、治療に専念する

ことができます。

まず、「人身傷害補償」ですが、この補償は、ご自身おおよび同乗者に対する補償

ですが、この補償は、ご自身やご家族が車に乗車中や歩行中に死傷した場合、過失

割合に関係なく、保険・

共済金額の範囲内で「認定

された総損害額をお支払

い」する補償となります。

一方、「搭乗者傷害補償」は、事故により負つたけが

ことなく、治療に専念する

ことができます。

まず、「人身傷害補償」ですが、この補償は、ご自身おおよび同乗者に対する補償

ですが、この補償は、ご自身やご家族が車に乗車中や歩行中に死傷した場合、過失

割合に関係なく、保険・

共済金額の範囲内で「認定

された総損害額をお支払

い」する補償となります。

一方、「搭乗者傷害補償」は、事故により負つたけが

ことなく、治療に専念する

ことができます。

まず、「人身傷害補償」ですが、この補償は、ご自身おおよび同乗者に対する補償

ですが、この補償は、ご自身やご家族が車に乗車中や歩行中に死傷した場合、過失

割合に関係なく、保険・

共済金額の範囲内で「認定

された総損害額をお支払

い」する補償となります。

一方、「搭乗者傷害補償」は、事故により負つたけが

ことなく、治療に専念する

ことができます。

まず、「人身傷害補償」ですが、この補償は、ご自身おおよび同乗者に対する補償

ですが、この補償は、ご自身やご家族が車に乗車中や歩行中に死傷した場合、過失

割合に関係なく、保険・

共済金額の範囲内で「認定

された総損害額をお支払

い」する補償となります。

一方、「搭乗者傷害補償」は、事故により負つたけが

ことなく、治療に専念する

ことができます。

東照宮のあれこれ

第二弾



①石鳥居
東照宮の境内入口に立つ
石鳥居は、御影石でできて
おり高さが9mと江戸時代
の石鳥居としては日本最大
級であります。

小さく見える東照大権現
の額は、後水尾天皇の自筆
で畳一枚分の大きさがあり
ます。

石鳥居手前の十段の階段
は、上に行くほど石段の幅
が狭くなつており、下段と
上段の幅の差が約1mもあ
る。石段の高さも低くなつ



陽明門

②想像の象

東照宮の表門をくぐり前

方左側に見える三神庫（さ

んじんこ）のひとつ、上神
庫（かみじんこ）に施され
た象の彫刻。上神庫の屋根
の下、参道に面した部分に、

白と灰色の二頭の大きな象

の彫刻がある。江戸時代の
狩野派を代表する絵師・狩

野探幽（かのうたんゆう）

が、実物を知らずに想像だ

けで彫刻の下絵を描いたこ

とから「想像の象」と呼ば

れている。実際の象とは耳

や尻尾の形が違つていま

す。

上神庫は重要な神宝類を



上神庫

③東照宮水屋

陽明門の手前、二の鳥居

の左側にあるのが水屋。参

拝者が参拝前に手と口を清
めるための建物だが、極彩

色と金色に輝き、まさに豪

華絢爛。寛永十三年（一六

三六）に建立されました。

柱には銅板に彫金を施し、

金箔を貼つて造られた美し

い飾り金具がついている。

通常、飾り金具は木の柱に

取り付けられるが、日光で

は石に取り付けられたこと

から「石に金物日光ばかり」

という、珍しいものを作たと

える諺が生まれた。屋根の

西側の一端が切り落として

あり、「角切りの屋根」と

呼ばれている。魔除けのた

めに、一ヵ所だけ他と異な

る仕様を施したのではない

かという説と、杉の幹が屋

根に当たるので切り落とし
たという説がある。

収蔵していたことから、「御
宝蔵」と呼ばれていた。「藏」
と「象」の語呂合わせや洒
されたのではないかと言わ
れています。

八月
連合栃木総研理事会
第二回講演会

一九日～二〇日
NTT北関東総支部
定期大会

二三日

連合栃木総研理事会

二十四日

第一九七回福祉
セントラーリ理事會

三日～一日
東部労福協幹事会・
代表者会議・

事業団体代表者会議
事業団体代表者会議

九月
三日

第四期福祉リーダー塾
フオローアップ

三〇日

連合栃木総研

一〇月
七日～八日

第二六回通常総会
事業団体代表者会議

一四日

事業団体代表者会議
地方労福協合同会議

九日

バレーボール大会

一五日

第二三回チャリティー
ゴルフ大会

五一

カリキュラム委員会
福祉リーダー塾

五六日

福祉リーダー塾修了式

一六日～三三日

軟式野球大会

今後の予定